

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第 1 節 計画の基本理念

障害のある人についての国の施策では「障害者基本法」や「障害者基本計画」において、障害のある人の地域での暮らしを支える仕組みづくりを通じた共生社会の実現が志向されています。

また、栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン 2 1（2015～2020））では前計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承しつつ、「共に生きるとちぎをつくるために」、「とちぎで安心して暮らすために」、「とちぎで自分らしく輝くために」の 3 つが施策の柱に掲げられています。

さらに、平成 2 3 年の障害者基本法の改正はじめ、平成 2 4 年の障害者優先調達推進法及び障害者総合支援法の施行や平成 2 6 年度の障害者権利条約の批准、平成 2 8 年度の障害者差別解消法の施行など、わが国の障害者施策は、近年、大きな変化を遂げています。

本市では、平成 2 9 年度から始まった第 2 次那須塩原市総合計画においては、「誰もが生き生きと暮らすために」という基本施策を実現させるため、障害者福祉を充実させる具体的な施策として「障害に対する理解を促進する」、「地域での障害福祉サービス・相談支援体制を充実させる」という 2 つを掲げています。

こうしたことから、本計画における基本理念についても第 2 期那須塩原市障害者計画を継続し次のとおりとします。

### 那須塩原市障害者計画の基本理念

#### ともに生きる社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ

地域とのつながりの中で

自立した生活を送れる社会を目指す

## 第2節 計画の基本目標

計画理念である「～ともに生きる社会づくり～障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す」の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

### 那須塩原市障害者計画の基本目標

#### (1) 地域密着型相談支援体制の確立

障害のある人に必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、権利擁護等の充実を図り、さらにこうした対応をより身近な場所で行えるような地域密着型相談支援体制の確立を目指します。

#### (2) 自立と社会参加

障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化、スポーツ等あらゆる分野において、自らの意思に基づいて生活でき、自立した活動ができる地域社会を目指します。

#### (3) リハビリテーション理念の実現

身体的、精神的、社会的な適応能力の回復という技術的なことにとどまらず、障害のある人の自立自助を援助し、医学的、心理学的及び社会的な総合的対応として全ライフステージにおいてきめ細かにサービスが提供される社会を目指す「リハビリテーション理念」を実現します。

#### (4) 障害者の権利擁護（※1）

個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される地域社会を目指します。

---

#### ※1 権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人に代わって、本人の自己決定権を尊重しながら援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

### 第3節 施策の体系

<基本理念>

ともに生きる  
社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す

<基本目標>

地域密着型相談  
支援体制の確立

自立と社会参加

リハビリテーシ  
ョン理念の実現

障害のある人の  
権利擁護

<分野別施策の方向>

生活支援体制の充実

保育・教育体制の充実

雇用・就業の促進

生活環境の整備

スポーツ・文化及び地  
域活動の推進

情報・コミュニケーシ  
ョン体制の充実

保健・医療体制の充実

啓発・広報活動の充実

権利擁護対策の充実

<分野別施策の展開>

相談支援体制の推進

福祉サービスの充実

年齢や障害特性に応じた  
保育・教育の充実

障害のある人の雇用拡大

障害のある人にやさしい  
まちの実現

防災・防犯対策の充実

スポーツ、文化活動の充実

各種地域活動への参加

障害特性に応じた適正な  
情報提供の推進

障害の原因となる疾病の予  
防・早期発見及び医療体制  
の充実

リハビリテーション体制の  
充実

啓発・広報普及活動の推進

福祉教育の推進

ボランティア活動の推進

権利擁護対策の推進

<目指すべき方向>

①相談窓口の周知及び充実 ②相談支援体制の強化 ③相談・情報拠点の整備

①介護給付の提供 ②訓練等給付の提供 ③居住系サービスの提供 ④児童系サービスの提供 ⑤計画相談支援の提供 ⑥自立支援医療の提供 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大 ⑧補装具の充実及び支給範囲の拡大⑨地域生活支援事業

①幼児保育・教育の充実 ②小・中学校における教育の充実 ③発達支援システムの推進

①障害のある人の雇用に関する啓発及び情報発信 ②福祉的就労の場の充実

①障害のある人にやさしいまちづくり ②障害のある人の住宅改修

①防災・防犯ネットワーク体制の強化

①参加促進と支援体制の強化

①参加促進と支援体制の強化

①視覚障害及び聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実

①保健・医療・福祉の連携による相談体制の構築  
②医療費の助成制度の維持

①全ライフステージにおけるサービスの提供

①市広報、ホームページを活用した普及・啓発活動 ②障害のある人に対する理解促進  
③ヘルプマークの普及・啓発活動 ④ヘルプカードの普及・啓発活動

①就学前教育及び学校教育における福祉教育の推進 ②生涯学習を活用した福祉教育の推進  
③民生委員・児童委員等による地域独自の福祉教育の推進

①ボランティアに参加しやすい環境の整備 ②専門ボランティアの育成・確保 ③学校を通じてのボランティ  
ア活動の推進 ④民生委員・児童委員への協力依頼

①虐待防止対策の推進 ②成年後見制度利用の推進 ③差別解消の推進